

○野田山事略

卍山和尚廣錄卷廿二、石書法華經碑銘に云ふ。石川郡野田山云々。此山古來州人擬之於南紀高野山。而國君先亞相公已來。代々爲墳墓地。由是州人多葬于此山中云々。とあり。按ずるに、慶長四年三月舊祖大納言利家卿の二世利長卿に遣されたる遺戒書に、我等煩彌爾々無之候間、相果候はゞ長持に入れ、金澤へ下し、野田山に塚をつかせ可被申。と載せられたり。青地禮幹の本藩略譜に、高德公慶長四年己亥春閏三月三日薨於大坂城邸内。四月八日還葬金澤城南野端山。端山と見え、同人の可觀小説に、野端山常に野田山と書く。國初高德公・瑞龍公の時分の記載には、野端山と書きたり。宇義宜しきやうに存じ隨之。とあり。加邦錄にも、昔は野端山と書き、今野田山とすといへり。此の山地を埋葬地とせしは、彼の大乗寺卍山和尚の廣錄に載せたる法華經碑銘にいへる如く、高德公慶長四年の四月爰に埋葬せよとの遺命にまかせ、廟所と定めたり。是埋葬の濫觴にて、是より藩士・町人等追々墳墓地となし、爰に埋葬する事とは成りたりけん。柴野美啓曰く、野田山の古墳どもを

ば熟覽するに、天正以來の年月日を彫刻せし碑石あれど、其の時代爰に埋葬せし墳墓にあらず。後他所より移し改葬せしものなるべし。野田山の墳墓は、藩祖高德公より起れり。といへり。野田桃雲寺傳來の書簡に、

覺

一、貴寺に御寄進被成候野田山者、御國御先祖高德院様御廟所近者、若從公儀不知案内御用等申來候共、御書之趣被□□□、當時之奉行人承引無之者、本多安房守・横山城守に可被及斷候事。

一、御墓山之内は近所之村百姓並遊山人放入牛馬、野火事。

一、於野田山之内不依何者殺生仕事。

右今度從少將様被仰出、御制度之趣候條、自今以後可被得其意候。以上。

未六月五日

前田出雲守

神尾式部少

横山大膳亮

野田桃雲寺

右は寛永廿年也。龜尾記に、野田山は都て桃雲寺の領也。大乗寺山といふ處も、桃雲寺の領也。と載すといへども、桃雲寺へ一山寄附の證書とはなし。慶長五年七月十三日二世利長卿眞筆の親翰に、いんきよはうゑん寺へ可申候。のだ山下かりなど寺へ御取候やうに可申。と載せ給へるのみなりとぞ。隱居寶圓寺は桃雲寺のことなり。